

高知くらしの護身術

302

通信サービス

あいまいな返事しない

(2013年11月5日掲載原稿)

光回線などのインターネット回線契約やプロバイダ契約に関する相談が後を絶ちません。

電話勧誘を断り切れず、適にあいづちをうっていたら、後日書類が届き、すでに契約したことになっていたという相談も寄せられています。

原則として、口頭での合意でも契約は成立しますので、あいまいな返事をせず、必要がなければきっぱりと断りましょう。

インターネット回線やプロバイダなどの通信サービスは、電気通信事業法によって消費者の利益が保護されていると考えられており、特定商取引法の適用除外となっています。そのため電話勧誘販売であっても、クーリングオフは適用できません。解約の際に高額な違約金や手数料が発生する場合があります。

ただし、電話勧誘の際に、虚偽の説明や誤解を与えるような説明をされた、あるいは、重要な事柄を説明されなかったなど、事業者の勧誘方法に問題があれば、契約の取り消しを求めたり、解約条件について交渉したりすることができる場合がありますので、お住まいの地域の消費生活センターや、各市町村の消費者行政担当窓口にご相談ください。

また、事業者によっては独自にクーリングオフを行っているところもありますので、解約についてどのような取り決めになっているか、書面などでよく確認することが大切です。

新たなサービスを契約する前に、現在加入しているインターネット回線やプロバイダの料金がいくらで、解約するためにはどれくらい費用がかかるのか、変更後の支払い予定額の総額がいくらになるのか、いつから利用できるのかなどをよく確認しましょう。